

2014年11月27日

営業秘密に関する法制度整備について

相澤英孝

1. 問題の所在

現在の大きな課題は、海外企業における営業秘密の不正使用であり、その不正使用によって、不正な利益を取得すること防止することに目が向けられなければならない。

2. 秘密管理性

秘密管理性の要件を相対的（あるいは主観的）に解釈することは民事においてのみあてはまる考え方である。刑事については、客観的に秘密として管理されていることが必要である（山口厚「営業秘密の刑事罰による保護」NBL820号12頁）。

3. 営業秘密の不正使用にかかる商品に対する法的措置

営業秘密の不正使用によって生産された商品に対する不正競争防止法の効力は明確ではなく、製品の譲渡、輸入等に対する差止請求を明示的に規定すべきである。また、輸入に対する水際措置も規定すべきである。

4. 損害賠償

営業秘密の不正使用した者がそれによって得た利益を剥奪することを明確にするように、損害賠償の規定を改正すべきである。

5. 立証負担の軽減

営業秘密を不正に使用する企業に対する権利行使において、その不正使用を立証することに困難を生じる虞があり、文書提出命令の範囲の拡大、不提出にかかる制裁の明確化などの措置が必要である。

6. 刑事罰

営業秘密の不正使用によって企業の利益が損なわれるのであり、不正取得の未遂は範囲を拡大し、構成要件の不明確化を生じる虞がある。不正な取得のための財産的利益の提供を構成要件とした刑事罰規定が望ましい。

なお、インターネット等を経由した不正取得については、その行為の特質からも、構成要件を明確にすることからも、特別の規定を設けて対処することが望ましい。

7. 発展途上国・新興国における刑事罰の危険

営業秘密の侵害に対する刑事罰は、外国において事業活動をしている日本人に対して、外国政府により刑事的措置がとられる危険を拡大し、日本企業の事業活動を阻害する虞のあることに配慮しなければならない。